

社会福祉法人 尚生会
指定居宅介護事業所 介護センターかさま
運 営 規 程

目 次

第 1 条 事業の目的	第 10 条 事業実施区域
第 2 条 運営の方針	第 11 条 緊急時及び事故発生時における 対応方法
第 3 条 実施主体	第 12 条 苦情解決
第 4 条 事業所の名称等	第 13 条 守秘義務
第 5 条 職員の職種、員数及び職務内容	第 14 条 虐待防止
第 6 条 営業日及び営業時間	第 15 条 身体拘束等の適正化の推進
第 7 条 障害種別の特定	第 16 条 意思決定支援の推進
第 8 条 居宅介護等の内容及び利用料等	第 17 条 その他運営についての留意事項
第 9 条 支給決定障害者等から受領する 費用の額等	

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人尚生会が設置運営する「指定居宅介護事業所介護センターかさま」(以下「事業所」という。)が行う障害者総合支援法に基づく居宅介護事業等(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、適切な障害福祉サービスの提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の居宅介護員は利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その他の状況及びその置かれている環境に応じて、次に掲げる援助を適切かつ効果的に行う。

- (1) 指定居宅介護については、入浴・排泄・食事の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言並びに外出時における移動の介護その他生活全般にわたる援助
- (2) 指定重度訪問介護については、重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要する利用者に対する入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助
- (3) 指定同行援護については、視覚障害により、移動に著しい困難を有する利用者に対する、外出時に同行して行う移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の利用者の外出時に必要な援助

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 前2項のほか、関係法令を遵守し、事業の実施にあたるものとする。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、社会福祉法人尚生会とする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 指定居宅介護事業所 介護センターかさま
- 2 所在地 茨城県笠間市石井甲 32-1

(職員の職種・員数・及び職務の内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は、次のとおりとする。

- 1 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに、関係法令及び規定を厳守させる。

2 サービス提供責任者 1名以上

サービス提供責任者は、事業所に対する障害福祉サービスの利用申込みに係わる調整、居宅介護員に対する技術指導、居宅介護計画等の作成等を行うと共に、自らも障害福祉サービスの提供にあたるものとする。

3 居宅介護員 3名以上

居宅介護員は、居宅介護計画等に基づき障害福祉サービスの提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1 営業日 月曜日から日曜日の毎日とする。

ただし、夏季休業（8月13日から8月16日）、
年末年始休業（12月31日から1月3日）を除く

（緊急時及び長期休業中の振り替えの訪問に関しては、利用者の状況により、その都度協議するものとする。）

2 サービス提供時間 午前8時00分から午後6時00分までとする。

3 窓口営業時間 午前9時00分から午後6時00分までとする。

(障害種別の特定)

第7条 当事業所におけるサービス提供の主たる対象者は特定無しとする。

(居宅介護等の内容及び利用料等)

第8条 障害福祉サービスの内容は次の通りとし、当該サービスを提供した場合の利用者負担額は、厚生労働大臣の定める基準により算定した額の1割で、障害福祉サービス受給者証に定める利用者負担上限額の範囲とする。

(1) 居宅介護計画等の作成

(2) 居宅介護

① 身体介護

② 家事援助

③ 通院等乗降介助

(3) 重度訪問介護

(4) 同行援護

(支給決定障害者等から受領する費用の額等)

第9条 指定居宅介護等を提供した際には、支給決定障害者等から当該指定居宅介護等に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない場合、利用者から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費（又は訓練等給付費）の額の支払を受けるものとする。この場合、その提供した居宅介護等の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

3 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、実施地域を越えた時

点より居宅まで1キロメートルあたり30円とする。

- 4 前3項の費用の額の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付する。
- 5 第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得るものとする。

詳細は、別紙に定める利用料金表の通りとする。

(事業実施区域)

第10条 事業の実施区域は、笠間市、城里町の区域とする。

(緊急時及び事故発生時における対応方法)

第11条 居宅介護員は、障害福祉サービス提供中に、利用者の状態に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

2 居宅介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の相談支援専門員及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

3 また、利用者に対する居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(苦情解決)

第12条 障害福祉サービスの提供にあたり、利用者からの苦情に適切に対応するために苦情受付窓口を設置する。

2 提供した障害福祉サービスに関する利用者からの苦情申し立てに対して市町村及び運営適正化委員会等が行う調査、照会に協力するとともに当該市町村からの助言、指導を受けた場合、必要な改善を行う。

(守秘保持)

第13条 事業所の従業者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 従業者であったものに、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に明記する。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 責任者の選定(責任者:管理者(ケアハウスかさま施設長))
- (2) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施(年1回)

- (3) 虐待等に対する相談窓口の設置
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者はサービス提供中に、当該事業所従業員または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束等の適正化の推進）

第 15 条 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（意思決定支援の推進）

第 16 条 事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めるものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第 17 条

研修区分

- 1 事業所は、職員の資質向上を図るための研修の機会を別紙事業計画書のとおりとする。
- 2 事業所の居宅介護員は、常に身分証明書を携帯し、利用者もしくはその家族から提示を求められたときは、これを提示する。
- 3 利用者に対して、事業者が行ったサービス提供に関する諸記録は、利用解約後、5 年間は保存する。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人尚生会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 15 年 9 月 1 日から施行する。

平成 17 年	3 月 25 日	一部改正
平成 17 年	5 月 25 日	一部改正
平成 18 年	4 月 1 日	一部改正
平成 24 年	4 月 1 日	一部改正
平成 25 年	4 月 1 日	一部改正
平成 26 年	4 月 1 日	一部改正
平成 27 年	4 月 1 日	一部改正

平成 29 年	4 月	1 日	一部改正
令和 元年	10 月	1 日	一部改正
令和 2 年	4 月	1 日	一部改正
令和 3 年	4 月	1 日	一部改正
令和 4 年	6 月	1 日	一部改正
令和 4 年	10 月	1 日	一部改正
令和 5 年	11 月 25 日		一部改正
令和 6 年	1 月	1 日	一部改正
令和 6 年	4 月	1 日	一部改正

指定訪問介護事業所 介護センターかさま 料金表(障害福祉／居宅介護サービス)

令和6年6月1日

1. 身体介護が中心である場合又は身体介護を伴う通院等介助(1回あたり)

1単位＝ 10.18円

サービス内容	基本単位数	特定事業所 加算Ⅱ	福祉・介護職員等 処遇改善加算Ⅰ	利用料金
				利用者負担1割
30分未満	256単位	10%	41.7%	396円
30分以上1時間未満	404単位			623円
1時間以上1時間30分未満	587単位			907円
1時間30分以上2時間未満	669単位			1,034円
2時間以上2時間30分未満	754単位			1,164円
2時間30分以上3時間未満	837単位			1,293円
3時間以上の場合 (894単位に30分を増すごとに+81単位追加)	921単位			1,423円
	83単位追加			129円

2. 家事援助が中心である場合又は身体介護を伴わない通院等介助

サービス内容	基本単位数	特定事業所 加算Ⅱ	福祉・介護職員等 処遇改善加算Ⅰ	利用料金
				利用者負担1割
30分未満	106単位	10%	41.7%	164円
30分以上45分未満	153単位			237円
45分以上1時間未満	197単位			305円
1時間以上1時間15分未満	239単位			370円
1時間15分以上1時間30分未満	275単位			426円
1時間30分以上の場合 (301単位に15分を増すごとに+34単位追加)	311単位			481円
	35単位追加			55円

3. 通院等のための乗車又は降車の介助が中心

サービス内容	基本単位数	特定事業所 加算Ⅱ	福祉・介護職員等 処遇改善加算Ⅰ	利用料金
				利用者負担1割
通院等乗降車介助	102単位	10%	41.7%	158円

3. その他の加算

加算内容	基本単位数	利用料金	加算要件
		利用者負担1割	
初回加算	200単位	309円	初回提供月にサービス提供責任者が提供又は同行を行った場合
緊急時対応加算	100単位	155円	利用者または家族の要請により計画日時以外の時間帯でのサービス提供を緊急に行った場合
時間外料金	夜間早朝 25%加算		午後6時～午後10時まで 及び 午前6時～午前8時まで
	深夜 50%加算		午後10時～午前6時まで

※利用者負担は、市町村が定めた負担割合に準ずるものとする。

※実際の請求金額は1ヶ月の合計単位数で算定しますので、端数処理上必ずしも日額×回数とならない場合があります。

※利用者が特別地域加算対象地域に居住の場合、特別地域加算(15%)が算定されます。

※キャンセルの場合、前日までに連絡が必要となり、当日キャンセル又は訪問後サービス提供ができない場合、

キャンセル料として1000円お支払い頂きます。(緊急時等を除く)

※実施地域(笠間市・城里町)を越えてサービスを利用される場合、実施地域を越えた時点より居宅まで要した交通費

として1キロメートルあたり30円を頂きます。

指定訪問介護事業所 介護センターかさま 料金表(障害福祉/重度訪問介護サービス)

令和6年6月1日

1. 重訪Ⅲ(障害支援区分4～5)

1単位 = 10.18円

サービス内容	基本単位数	特定事業所加算Ⅱ	福祉・介護職員等 処遇改善加算Ⅰ	利用料金
				利用者負担1割
1時間未満	186単位	10%	34.3%	274円
1時間以上1時間30分未満	277単位			408円
1時間30分以上2時間未満	369単位			543円
2時間以上2時間30分未満	461単位			677円
2時間30分以上3時間未満	553単位			813円
3時間以上3時間30分未満	644単位			946円
3時間30分以上4時間未満	736単位			1,082円
4時間以上の場合 (817単位に30分を増すごとに+85単位追加)	821単位			1,207円
	85単位追加			126円

2. 移動介護加算(移動支援においてサービスを提供した場合)

サービス内容	加算単位数	加算要件
1時間未満	100単位加算	利用者に対して外出時などの移動中に介護を計画的に行った場合
1時間以上1時間30分未満	125単位加算	
1時間30分以上2時間未満	150単位加算	
2時間以上2時間30分未満	175単位加算	
2時間30分以上3時間未満	200単位加算	
3時間以上	250単位加算	

3. その他の加算

加算内容	加算単位数	加算要件
重度障害者等の場合(重訪Ⅰ)	算定単位数に対して15%加算	障害支援区分6でかつ重度障害者等包括支援対象者
障害支援区分6 に該当する者の場合(重訪Ⅱ)	算定単位数に対して8.5%加算	障害支援区分6に該当する方にサービスを行った場合
2人の重度訪問介護従業者 による場合	算定単位数に対して100%加算	やむを得ない事情で、かつ利用者の同意を得て、2人で訪問した場合
時間外料金	夜間早朝 25%加算	午後6時～午後10時まで 午前6時～午前8時まで
	深夜 50%加算	午後10時～午前6時まで
特別地域加算	算定単位数に対して15%加算	利用者が特別地域加算対象地域に居住の場合

加算内容	加算単位数	利用料金	加算要件
		利用者負担1割	
初回加算	200単位	295円	初回提供月にサービス提供責任者が提供又は同行を行った場合
緊急時対応加算	100単位	147円	利用者または家族の要請により計画日時以外の時間帯でのサービス提供を 緊急に行った場合
利用者負担上限額管理加算	150単位	220円	上限管理が必要な利用者に対してサービスの提供を行い、上限管理を実 施した場合
行動障害支援連携加算	584単位	858円	サービス提供責任者と計画作成者が連携して利用者の状態の評価や計画 の作成を行い、サービスを提供した場合
移動介護緊急支援加算	240単位	353円	移動介護時の緊急時に対応した場合

※利用者負担は、市町村が定めた負担割合に準ずるものとします。

※実際の請求金額は1ヶ月の合計単位数で算定しますので、端数処理上必ずしも日額×回数とならない場合があります。

※キャンセルの場合、前日までに連絡が必要となり、当日キャンセル又は訪問後サービス提供ができない場合、

キャンセル料として1000円お支払い頂きます。(緊急時等を除く)

※実施地域(笠間市・城里町)を越えてサービスを利用される場合、実施地域を越えた時点より居宅まで要した
交通費として1キロメートルあたり30円を頂きます。

指定訪問介護事業所 介護センターかさま 料金表(障害福祉/同行援護サービス)

令和6年6月1日

1. 日中のみ

1単位 = 10.18円

サービス内容	基本単位数	特定事業所 加算Ⅱ	福祉・介護職員等 処遇改善加算Ⅰ	利用料金
				利用者負担1割
30分未満	191単位	10%	41.7%	296円
30分以上1時間未満	302単位			467円
1時間以上1時間30分未満	436単位			674円
1時間30分以上2時間未満	501単位			774円
2時間以上2時間30分未満	566単位			875円
2時間30分以上3時間未満	632単位			977円
3時間以上の場合 (693単位に30分を増すごとに+65単位追加)	697単位			1,077円
	66単位追加			103円

2. その他の加算

加算内容	基本単位数	利用料金	加算要件
		利用者負担1割	
初回加算	200単位	309円	初回提供月にサービス提供責任者が提供又は同行を行った場合
利用者負担上限額管理加算	150単位	182円	上限管理が必要な利用者に対してサービスの提供を行い、上限管理を実施した場合
緊急時対応加算 (月2回を限度)	100単位	155円	利用者または家族の要請により計画日時以外の時間帯でのサービス提供を緊急に行った場合
2人の同行援護従業者による場合	算定単位数に対して100%加算		やむを得ない事情で、かつ利用者の同意を得て、2人で訪問した場合
障害支援区分3 に該当する者の場合	算定単位数に対して20%加算		障害支援区分3に該当する方にサービスを行った場合
障害支援区分4 に該当する者の場合	算定単位数に対して40%加算		障害支援区分4に該当する方にサービスを行った場合
特別地域加算	算定単位数に対して15%加算		利用者が特別地域加算対象地域に居住の場合
時間外料金	夜間早朝 25%加算		午後6時～午後10時まで 午前6時～午前8時まで
	深夜 50%加算		午後10時～午前6時まで

※利用者負担は、市町村が定めた負担割合に準ずるものとします。

※実際の請求金額は1ヶ月の合計単位数で算定しますので、端数処理上必ずしも日額×回数とならない場合があります。

※キャンセルの場合、前日までに連絡が必要となり、当日キャンセル又は訪問後サービス提供ができない場合、

キャンセル料として1000円お支払い頂きます。(緊急時等を除く)

※実施地域(笠間市・城里町)を越えてサービスを利用される場合、実施地域を越えた時点より居宅まで要した交通費として1キロメートルあたり30円を頂きます。

※サービス提供にかかる公共交通機関の利用料、入場料・チケット代等は、ホームヘルパー分もご負担いただきます。

サービス提供中の飲食代は、1食あたり1000円を超える場合、超えた分を利用者に負担いただきます